

# PTA等共済だより

2013年第3号  
2013/4/30発行  
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課PTA等共済室  
直通電話：03-6734-2971  
メール：pykyosai@mext.go.jp

## ■平成25年第1回PTA等共済法事務担当者会議の開催について

**[自治体担当者様向け 平成25年6月6日(木) 13:00~17:00]**

認可後の共済団体への監督が主なテーマとなる予定です。また、これから認可申請を受ける自治体向けには、共済事業の認可・審査のながれをご説明いたします。

**[団体担当者様向け 平成25年6月7日(金) 13:00~17:00]**

既に認可を受け共済事業を実施している又は実施する団体向けには、コンプライアンスやリスク管理など内部管理に関する事項、立入検査に向けて、等を。

これから認可申請をすすめる団体向けには、スケジュールの立て方、共済規程の策

定、掛金算出、申請書類等の準備、収支予算、公益認定についてご説明いたします。

異動等によって、はじめてPTA等共済に携わる方、普段はなかなかじっくり勉強できないと感じている団体事務職員の方等、この機会を利用して一緒に勉強をしてみませんか。参加申し込みの締め切りは、5月10日(金)となっています。

会議終了後は、懇親会を予定しています。情報交換の場として是非ともご活用下さい。内容に関する御意見御要望も承ります。皆様の参加をお待ちしております。

都合で参加できない場合や複数名で参加の場合は、講師派遣等によって、別の日に、オーダーメイドの研修も実施させていただきます。合わせて御検討ください。



## ■PTA青少年団体共済監査(法第14条、規則第31条関係)

年度末時点の純資産(=資産総額-負債総額)が1億円を超える共済団体は、公認会計士又は監査法人の監査を受けていただく必要があります。毎事業年度の終了後三月以内に行政庁へ提出する業務報告書には、この監査報告書の添付が必要です。この共済監査は、監事監査が実施する監査とは別に実施する外部監査になります。

詳細については、「PTA・青少年教育団体共済法により公認会計士又は監査法人が行うこととされているPTA・青少年教育団体共済監査について(平成23年10月17日事務連絡)」を参照してください。

## ■共済掛金・加入者名簿等の提出

共済契約申込みは年度末までに無事に完了したでしょうか。次のステップは、共済掛金の振り込み(収納)と加入者名簿や行事予定表等の提出等です。各共済団体ともに、共済規程に規定された提出書類を確認し、所定の期日までに提出を受ける等、業務を完了しましょう。

例)モデル共済規程(事業方法書第7条第2項) - (共済契約締結の手続及び共済掛金の收受に関する事項)

毎事業年度開始後、共済契約者は、加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より6月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。・・・(以降は省略)

## ■FAQ Q1: 準備金、責任準備金、支払備金の違いがよくわかりません。

A1: 支払備金は、年度末時点で共済金支払請求書が届いているが未払いになっているもの(普通支払備金)と災害等は発生しているものの、被共済者からの共済金支払請求がないもので翌年度以降の支払になると予想されるもの(既発生未報告支払備金=IBNR備金)に分類されます。

責任準備金のうち異常危険準備金は、将来に大きな事故等による急な共済金支払増加に備えるものです。未経過共済掛金は、共済年度と事業年度が異なる場合に、前受分を当期の損益から除く対応が必要なものです。

準備金は、共済事業の不足金の補てんに備えるもので、手許現預金、支払備金、責任準備金で対応できない場合に最終手段として取り崩し、資金不足を補うものです。逆に言うと、それ以外に取り崩し使うことはできません。

Q2: 定款記載の準備金と認可申請時に用意する準備金との違いはなんですか。

A2: 定款記載の準備金の額は目標額であると考えてください。認可申請時には、1,000万円(経過措置の場合は500万円)以上のお金を実際に確保しておく必要があります。準備金は、共済事業における不足金の補てんに備えるためのものです。この金額は、各共済団体の規模や事業内容によって異なります。共済団体は、定款で定める額に達するまで、毎事業年度の剰余金の1/5以上を積み立てることとなっています。

## ■おしらせ

- PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業認可の意向調査を取りまとめしています。ご協力いただいた都道府県教育委員会の担当者様ありがとうございました。
- PTA等共済室では、毎年、意向調査(4月頃)と実施調査(10月頃)を実施しています。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう!

次号の発行予定：平成25年5月末

## ■ 共済団体のご紹介

★ 平成23年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般社団法人埼玉県PTA安全互助会（平成23年3月4日認可）

任意団体としての埼玉県PTA安全互助会は、昭和53年6月1日に「みんなは一人のために、一人はみんなのために」という互助の精神を基本理念として設立し、運営をしております。しかし、保険業法の一部改正により、平成20年度からの3年間は保険会社への移行をしなければなりませんでした。

この間、多くの皆様の働きかけにより、平成22年5月に「PTA・青少年教育団体等共済法」が成立し、当会は、平成22年度の定期総会において、共済事業を平成23年度からスタートすることが承認されました。時間が限られている中での認可申請でしたので、専門家の協力を得ながら行いました。

埼玉県では、認可や立入検査は、県教育局教育総務部総務課議事文書担当の方が行い、通常の会議等は、県教育局市町村支援部家庭地域連携課がご担当になります。毎年行われる立入検査では、的確なアドバイスをいただき、定款や共済規程の更なる見直しをさせていただいております。また、任意団体と違い、一般法人法、保険業法、PTA・青少年教育団体共済法の3つの法律の中での運営になりますので、文部省生涯学習政策局のPTA等共済室の吉谷様、櫻井様を講師にお迎えし、研修会を1月に開催し、役員の方々と一緒に学ぶことができました。

今後も、PTA活動を通して児童・生徒等の健全な育成と福祉の増進に寄与できるよう、真摯に共済事業に取り組んでまいりたいと思います。（事務局長：森屋）

埼玉県PTA安全互助会事務局の皆さん

埼玉県では、認可や立入検査は、県教育局教育総務部総務課議事文書担当の方が行い、通常の会議等は、県教育局市町村支援部家庭地域連携課がご担当になります。毎年行われる立入検査では、的確なアドバイスをいただき、定款や共済規程の更なる見直しをさせていただいております。また、任意団体と違い、一般法人法、保険業法、PTA・青少年教育団体共済法の3つの法律の中での運営になりますので、文部省生涯学習政策局のPTA等共済室の吉谷様、櫻井様を講師にお迎えし、研修会を1月に開催し、役員の方々と一緒に学ぶことができました。

今後も、PTA活動を通して児童・生徒等の健全な育成と福祉の増進に寄与できるよう、真摯に共済事業に取り組んでまいりたいと思います。（事務局長：森屋）

★ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

一般社団法人沖縄県PTA連合会（平成25年2月1日認可）

沖縄県PTA連合会は、2月1日共済事業認可、3月21日に一般社団法人認可を得、平成25年4月1日より始動いたしました。

これらの認可についての取り組みは5年を要し、定款や共済規程、規則作成等のための会議を数多く開催、内容については専門家の助言を得る等、また、先進県には資料を提供して頂く等のご協力を賜りました。大変難儀な思いをしましたが、多くの方々の協力や助言を得て認可にこぎ着けました。特に定期的に会議を開催し、方向性を示し、まとめて頂いた特別委員会の皆さんにはお礼を申し上げます。また、文科省の吉谷正係長には、数多くのメールのやりとり、そして、2回も沖縄に足を運んで頂き、丁寧な指導と助言を頂き感謝申し上げます。おかげさまで4月1日のスタートをきることができました。

今年度の総会は6月に開催されるため、本格的な取り組みはこれからですが、これを機会に気持ちを新たに、本県の児童生徒の健全育成及び福祉の増進とPTAの振興を図るため、他団体とも協力し取り組んでまいります。

今年度は、第58回九州ブロックPTA研究大会おきなわ大会が10月26日（土）～27日（日）の両日開催されることもあり、多忙な1年になると思っておりますが、新体制での取り組みの課題を見つけ次年度につなげていけるよう事務局も頑張っております。（事務局：古堅）



沖縄県PTA連合会事務局の皆さん

## PTA等共済室

4月1日に着任いたしました。PTA活動の振興は、20年前に文部省（当時）に転任して初めて担当させていただいた仕事でもあり、また新たな気持ちで職務に臨んでまいりたいと思います。皆様からの声を伺いながら、ともに考え、取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（佐藤）

4月より担当となりました。PTA・青少年団体等の共済事業の意義を日々感じております。6月の事務担当者会議にて、全国の実情を皆様からお聞きするのを楽しみにしております。（向）



佐藤補佐(左)と向さん(右)

## ■ 研修資料のご案内

研修会や勉強会に参加できない団体役員の方や事務職員向けに、研修資料を提供しています。

1テーマ30～60分で実施できるように、ボリュームや内容を考慮しています。現在、10テーマを用意しております。

例) PTA等共済法制定経緯、法、認可申請手続き、保険（共済）用語、共済規程、コンプライアンス、監督・立入検査、内部管理体制 他

理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせたもので対応しております。お気軽にご相談ください。

児童生徒等やPTA等に対する共済制度の全体イメージ



資料の例

■ 編集後記 東京都内も新緑がまぶしい季節になってきました。年度替わりで、教育委員会及び共済団体においても異動等があったとご報告を受けております。昨年度まで担当していただいた方は、大変お疲れ様でした。今年度から担当になられた方は、よろしくお願いたします。昨年末に左足小指を骨折し4か月が経ちました。2月の事務担当者会議では大変お見苦しいところをお見せしましたが、何とか「サンダル履き」は卒業しました。（PTA等共済室 吉谷）